特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
31	健康づくり推進事業及び健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

可児市は、健康づくり推進事業及び健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

可児市長

公表日

令和5年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	健康づくり推進事業及び健康増進事業に関する事務						
②事務の概要	・国保年金課・健康増進課が実施する健(検)診の対象者把握、案内通知、申込、結果通知、事後指導までの事務と、健康づくり事業を行うにあたり、対象者の募集、案内、関係団体協力に関わる事務を行っている。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①健康手帳の交付に関する事務 ②健康教育、健康相談、訪問指導事業に関する個人情報の管理 ③歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診に関する個人情報の管理 ④特定健診、特定保健指導、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診に関する個人情報の管理 ⑤可児市健康づくり運動普及推進協議会、可児市食生活改善推進協議会の活動に伴う個人情報の管理 ・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。						
③システムの名称	住民健診システム、宛名管理システム、中間サーバ						
2. 特定個人情報ファイル	名						
住民健診システムファイル、宛	名ファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の76の項						
4. 情報提供ネットワークシ							
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定						
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の102の2の項						
5. 評価実施機関における	担当部署						
①部署	健康増進課						
②所属長の役職名	課長						
6. 他の評価実施機関							
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求						
請求先	可児市こども健康部健康増進課 〒509-0209岐阜県可児市下恵土一丁目100番地 可児市子育て健康プラザmano TEL:0574-62-1111(代表)						
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ						
連絡先	可児市こども健康部健康増進課 〒509-0209岐阜県可児市下恵土一丁目100番地 可児市子育て健康プラザmano TEL:0574-62-1111(代表)						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			12年3月19日 時点				
2. 取扱者数	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和2年3月19日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
	項目評価		重占項日評	価書又は全	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。								
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)								
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの)取扱い	の委託			[]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[〇]接	続しない(入手) [〇]接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 2) 十分に行っている			

変更箇所

変 更固					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 1② 事務の概要	・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①健康手帳の交付に関する事務 ②健康教育、健康相談、訪問指導事業に関する個人情報の管理 ③歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診に関する個人情報の管理 ④特定健診、特定保健指導、ぎふ・すこやか健診に関する個人情報の管理 ⑤可児市健康づくり運動普及推進協議会、可児市食生活改善推進協議会の活動に伴う個人情報の管理	・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①健康手帳の交付に関する事務 ②健康教育、健康相談、訪問指導事業に関する個人情報の管理 ③歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診に関する個人情報の管理 ④特定健診、特定保健指導、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔検診に関する個人情報の管理 ⑤可児市健康づくり運動普及推進協議会、可児市食生活改善推進協議会の活動に伴う個人情報の管理	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体)・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 5① 部署	可児市健康福祉部健康増進課	可児市こども健康部健康増進課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当 しない変更事項
平成29年4月1日	I 5② 所属長	課長 井藤 裕司	課長 小栗 正好	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当 しない変更事項
平成29年4月1日	I 7 請求先	可児市健康福祉部健康増進課	可児市こども健康部健康増進課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当 しない変更事項
平成29年4月1日	I 8 連絡先	可児市健康福祉部健康増進課	可児市こども健康部健康増進課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当 しない変更事項
平成30年5月1日	I 5① 部署	〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	〒509-0203 岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano	事後	庁舎移転に伴うもの
平成30年5月1日	I 7 請求先	〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	〒509-0203 岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano	事後	庁舎移転に伴うもの
平成30年5月1日	I 8 連絡先	〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	〒509-0203 岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano	事後	庁舎移転に伴うもの
平成30年5月21日	I 5② 所属長の役職名	課長 小栗 正好	課長	事後	特定個人情報保護評価指針 の改正に伴うもの
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	_	項目の追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載 の変更のため、事前の提出・ 公表が義務付けられない。
令和2年3月19日	I. 1②事務の概要	・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第二に基づく特定個人情報の照会と提供等の業務を行う。	左記の部分を削除	事後	情報連携が無いため、中間 サーバには元々情報は無い
令和2年3月19日	I. 1③システムの名称	住民健診システム、宛名管理システム、中間 サーバ	住民健診システム、宛名管理システム	事後	情報連携が無いため、中間サーバには元々情報は無い
令和2年3月19日	I 3②法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の76の項	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律 第9条第1項、別表第一の76の項	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 5① 部署	可児市こども健康部健康増進課 〒509-0203 岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano	健康増進課	事後	再実施に伴う見直しによるも の
令和2年3月19日	I 7 請求先	可児市こども健康部健康増進課 〒509-0203 岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano	可児市こども健康部健康増進課 〒509-0203岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano TEL:0574-62-1111(代表)	事後	再実施に伴う見直しによるも の
令和2年3月19日	I 8 連絡先	可児市こども健康部健康増進課 〒509-0203 岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano	可児市こども健康部健康増進課 〒509-0203岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano TEL:0574-62-1111(代表)	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	Ⅱ.1対象人数の計数の時点	H27.3.5	R2.3.19	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	Ⅱ.2取扱者数の計数の時点	H26.9.19	R2.3.19	事後	再実施に伴う見直しによるも の
令和2年3月19日	IV8監査(内部監査)	-	0	事後	再実施に伴う見直しによるも
		<u> </u>	1		の

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	I.1①事務の概要	を指導までの事務と、健康 J へり事果を行うにめたり、対象者の募集、案内、関係団体協力に関わる事務を行っている。・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。 ①健康手帳の交付に関する事務 ②健康教育、健康相談、訪問指導事業に関する個人情報の管理 ③歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診に関する個人情報の管理 ④特定健診、特定保健指導、ぎふ・すこやか健診、ぎふ・さわやか口腔健診に関する個人情報の管理 ⑤可児市健康づくり運動普及推進協議会、可児	・国保年金課・健康増進課が実施する健(検)診の対象者把握、案内通知、申込、結果を行うに対策を行うに対象者の事集、案内、関係団体協力に関わる事務と、案内、関係団体協力に関わる事務の事務に利用している。 ①健康手帳の交付に関する事務 ②健康教育、健康相談、訪問指導事業に関する個人情報の管理 ③歯周疾患検診、特定保健指導、ぎふ・さわやか口腔健診に関する個人情報の管理 ・中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム、明体内統合宛名システム、等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、番号法別表第を行う。	事前	令和4年6月から健(検)診の情報連携が開始されることによるもの
令和4年3月10日	I.1②システムの名称	住民健診システム、宛名管理システム	住民健診システム、宛名管理システム、中間 サーバ	事前	同上
令和4年3月10日	I.4①(情報連携)実施の有無	実施しない	実施する	事前	同上
令和4年3月10日	I.4②(情報連携)法令上の根 拠		行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律 第19条第8号、別表第二の102の2の項	事前	同上
令和5年2月27日	I 7請求先、I 8連絡先	可児市こども健康部健康増進課 〒509-0203岐阜県可児市下恵土5076番地 可児市子育て健康プラザmano TEL:0574-62-1111(代表)	可児市こども健康部健康増進課 〒509-0209岐阜県可児市下恵土一丁目100番 地 可児市子育で健康プラザmano TEL:0574-62-1111(代表)	事後	年1回の見直しによるもの